

## 医療機関の経営安定に向けた支援を求める意見書

近年の急激な物価高騰や人件費の上昇、さらには、控除対象外消費税の負担増などが医療機関の経営を圧迫しており、公定価格である診療報酬により運営している病院や診療所が経営の危機に瀕している。当県においても、物価高騰に加え、人口減少やコロナ禍を契機とした受診控えなどの影響により受診率が低下し、病床を削減せざるを得ない医療機関が増えており、地域医療の崩壊が懸念されている。

また、令和6年度診療報酬・薬価等改定は、物価や賃金の上昇に追いついておらず、現状の診療報酬では、適切な医療の提供が困難な状況にある。

日進月歩する技術革新へ対応し、社会インフラとしての医療を将来にわたり維持・確保していくためには、医療機関の経営を安定させることが求められる。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 次期診療報酬改定においては、財政フレームを見直して目安対応を廃止し、賃金上昇や物価高騰等に即応できる新たな仕組みを導入すること。
- 2 著しくひっ迫した医療機関の経営状況を改善するため、十分な財源を確保した上で新たな支援制度を創設するなど、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣宛て  
財務大臣  
厚生労働大臣

福島県議会議長 西山尚利